



年の瀬を迎え、身の回りも慌ただしく感じる師走となりました、
現在、新型コロナ感染拡大の第8波が迫っているといわれています。
そのようななか、塩野義製薬が開発した新型コロナウイルスの飲み薬が承認されたという明るいニュースがありました。
重症化リスクの低い患者も軽症の段階から服用できるのが特長の飲み薬とのことです。12月初め頃から医療現場での使用が開始されるということで今後に期待したいところです。

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



■技能実習生候補者の募集について

現在、中国をはじめ、ベトナムへ技能実習生募集依頼をしても、各送出し機関より**候補者の募集、確保が大変厳しい状況になってきており**、特に「**農業系**」「**建設系**」については非常に難しくなっているとの回答が来ています。理由としては下記があげられます。

- ①中国やベトナム国内において給与水準が上がり、日本との給与格差が縮小している
- ②円安により、外貨に対して円の価値が下がっている
- ③台湾やオーストラリア等、日本より金銭的にも労働環境的にも条件のよい選択肢が増えている
- ④ネットなどを通じて日本で起きている技能実習生に関するニュースが元のネガティブなイメージ
- ⑤技能実習生に対する日本語能力、作業能力への過度な要求があるというイメージ

そのような状況の中、送り出し機関における候補者募集にあたっては、「**日本での技能実習で得られるものはお金だけでなく、日本語習得、生活や仕事を通じて先進的な考え方など、将来的な展望を踏まえた説明**」をし、理解を得られた候補者にWEB面接に参加してもらい選抜しています。

また、弊組合では新たにインドネシアやミャンマーの送出し機関とも協定書を締結し、**実習生候補者の選択肢を増やしました。**



技能実習生を受け入れる実習実施者の皆様においては、このような状況においても来てくれた技能実習生の心情や誠意に敬意を払い、暖かく迎え入れ、有意義な生活や生産活動ができるよう、ご理解いただきますようお願いいたします。

■技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

11月22日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人を適正に受け入れる方策を検討し、意見を述べることを目的として、「**技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議**」を開催することが決まりました。来年秋頃に最終提言が決まる見通しです。

これに関連し、日本経済新聞の記事に、自民党の古川禎久司法制度調査会長インタビューが掲載されていました。内容を抜粋したものが下記になります。

●技能実習「廃止も選択肢」 特定技能制度と一本化



- ・技能実習制度は、多くの企業が労働力確保のために使っており、目的が建前になった面が大きくなっていないか、日本として受け入れる際しっかりと処遇する制度へ改めなくてはならない。
- ・**2019年に始めた特定技能制度は日本として初めて正面から外国人労働者の受け入れを認めたと**いえる。**2つの制度を一本化し、技能実習は廃止することが選択肢になる。**
- ・**技能実習制度は日本語や技能が未熟な人にとって入門編の役割を果たしてきた。『特定技能0号』のような新たな位置づけを設けるのも一案になる。**日本語や技能の上達に従って希望者が現行の特定技能にステップアップする姿が望ましい。日本に来た後の将来を見通しやすくすることも重要。
- ・特定技能の受け入れ数については業界団体などから希望数を聞き取り、積み上げた結果にもとづいて定めている。このやりかたでは景気の変動や業界の都合によって外国人材が振り回されてしまう側面が強く出てしまう。法相が社会情勢などを見極め責任をもってコントロールするよう変えたほうがよい。

■オミクロン株対応ワクチン接種促進について（厚生労働省より）

新型コロナの感染者数が再び増加傾向となっており、感染流行の第8波への突入が予測されています。厚生労働省からも感染対策として年内のワクチン接種の検討が呼びかけられています。

●オミクロン株対応の2価ワクチンの接種が開始されています

現在、接種感覚については5ヵ月から3ヵ月へと短縮されています。重症化リスクの高い方はもとより、若く持病のない方もオミクロン株対応2価ワクチンの接種を検討していただくようお願いいたします。

●ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応をご検討ください。

■技能評価試験勉強会について

11月21・22日に農業・水産・とびの技能評価試験の**事前勉強会**を実施しました。

各初級試験の勉強会では技能実習生たちがそれぞれの試験に関する学習・模擬試験などを行い、試験への準備を整えました。

初級試験の合格は2号技能実習へ進むための大切な試験です。事前勉強会、試験への同行等で組合としても全力でサポートしています。



■組合による監査が終了しました

11月8日から実施した「**組合による監査**」につきまして、実習実施者の皆様におかれましては、**監査へのご協力ありがとうございました**。皆様準備がしっかりされておりましたので、備付書類のチェックもスムーズに進めることができました。監査で組合より指摘させていただいた事項のなかで、注意していただきたい内容についてご案内いたします。実習実施者の皆様におかれては次回の監査に向け確認のほどよろしくお願いいたします。



●時間外労働が45時間を超えた際には技能実習計画の軽微変更届の提出が必要です

月の残業時間が45時間をこえて残業を実施した場合には、実習機構に対して**技能実習計画の「軽微変更届」**を提出する事が義務付けられています。「**時間を超えた全ての実習生の残業時間**」を**変更届に記載**し、超えた場合は「**月ごとに都度提出**」をしなければなりません。

残業時間が規定を超えた場合には、組合への連絡と出勤簿（実習日誌）の提出をお願いいたします。

●定期健康診断実施について

定期健康診断は、**1年ごとに実施する必要があります**。実施後は、健康診断の内容の控えの保管をお願いいたします。

■今後の行事予定

12月1日(木)	・技能評価試験 鉄工（上級） 会場：小松製作所	12月14日(水)	・技能評価試験 とび（初級） 会場：茨城県職業人材育成センター
12月6日(火)	・入国前説明会	12月16日(金)	・技能評価試験 型枠工事（初級） 会場：茨城県職業人材育成センター
12月8日(木)	・技能評価試験 噴霧塗装（初級） 会場：オートボデー佐久間	12月29日(土)～1月4日(火)	・組合年末年始休業日

◆年末年始の組合休業日について（12月12月29日(土)～1月4日(火)）

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。緊急の場合は担当者へ直接ご連絡ください